

目 次

I 災害現場の実動部隊における消防団と消防署との連携	1-1
II 災害活動等のポイント	
1 災害活動時の服装のポイント	2-1
2 現場指揮のポイント	2-2
3 注水の基本	2-3
4 火災時の活動のポイント	2-4
5 救助・救護活動時のポイント	2-5
6 水災時の活動のポイント	2-6
7 震災時の活動のポイント	2-7
8 武力攻撃災害等時の活動のポイント	2-8
9 機能別分団の活動のポイント	2-9
10 現場広報活動のポイント	2-10
11 無線運用のポイント	2-11
III 災害活動要領	
1 災害活動時の服装	3-1
2 指揮要領	3-2
3 基本的な注水要領	3-4
4 木造・防火造建物火災の活動要領	3-8
5 耐火造建物火災の活動要領	3-11
6 飛火火災警戒実施要領	3-14
7 残火処理要領及び火災現場の警戒要領	3-16
8 救助・救護活動要領	3-17
9 水災時の活動要領	3-20
10 震災時の活動要領	3-23
11 武力攻撃災害等時の活動要領	3-35
12 機能別分団の活動要領	3-37
13 現場広報要領	3-39
14 無線運用要領	3-43
添付資料1	大地震等にかかる松阪市消防団の非常体制図
添付資料2	松阪市災害対策本部の組織構成及び機能

※留意事項

①本要領は、消防団の災害活動の標準的な指針として示したものであり、各方面団の実情等を踏まえ運用してください。

②基本的な事項は、「各災害活動等のポイント」にまとめていますので、新入団員等の各種教養等にも活用してください。

※用語の表示

本活動要領での用語及び対策本部・指揮所は、次のとおり表示しています。

現場最高指揮者	災害現場の統括を行う者をいう。 (消防団は、各方面団長・消防本部は指揮隊長をいう) 現場最高指揮者が災害現場に到着するまでの指揮代行は、消防団は、副団長・分団長等、消防署は、災害現場にいる最も上席の者が行うものとする。
指揮者	災害現場における最上位の階級の消防団員をいう。 (最上位の階級の消防団員が複数いる場合にあっては前任の消防団員)
団長	統括団長をいう。
団員	消防団員をいう。
指揮隊長	災害現場において消防活動を統括する現場指揮本部の長をいう。
署長	管轄区域の消防署長をいう。(中署・南署・北署)
松阪災害対策本部	松阪市長を本部長として市役所本庁に設置される対策本部。
統括指揮本部	統括団長・消防長を本部長として消防本部に設置される対策本部。
方面指揮本部	方面団長・振興局長を本部長として各振興局に設置される対策本部。
地区指揮所	方面副団長・分団長を所長として各振興局又は所定の公共施設に設置される指揮所。
分団指揮所	分団長・副分団長を所長として各地区市民センター又は公共施設に設置される指揮所。
消防団現場指揮本部	災害現場において最上位の階級の消防団員を本部長として災害現場の適切な場所に設置される指揮本部。
消防署現場指揮本部	災害現場において指揮隊長を本部長として災害現場の適切な場所に設置される指揮本部。

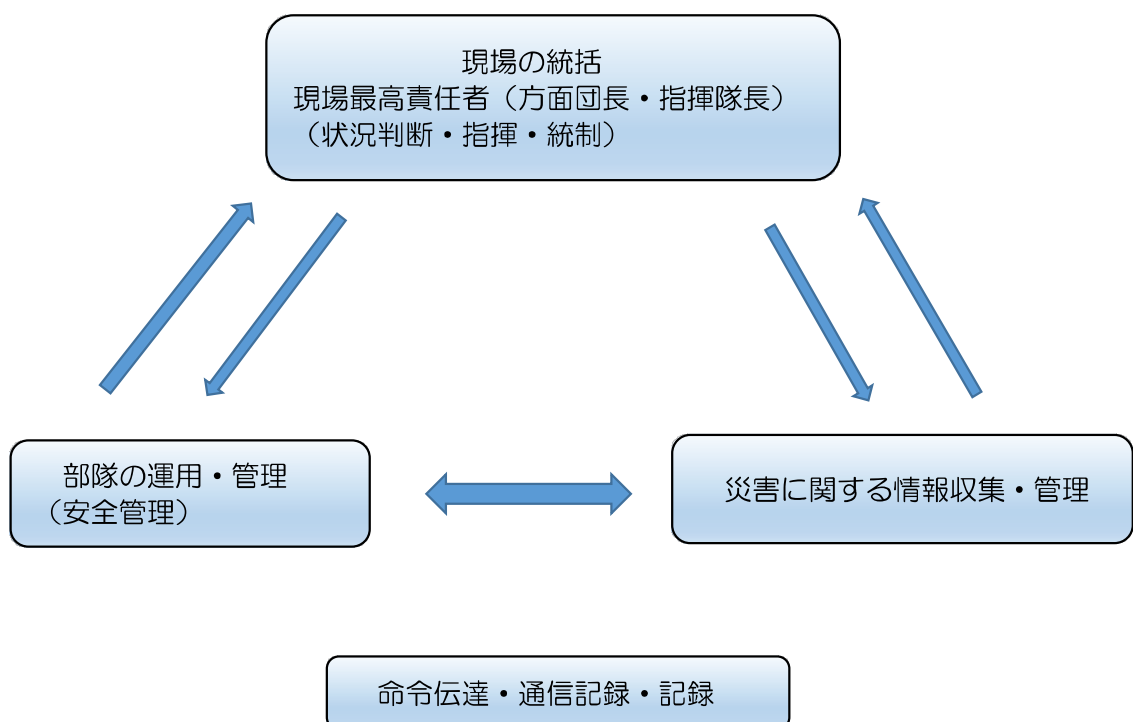
I 災害現場の実動部隊における 消防団と消防署との連携

災害現場の実動部隊における消防団と消防署との連携

1 災害現場での指揮体制

災害現場での指揮体制は、最高指揮者にあたる消防団方面団長及び消防指揮隊長は、現場状況を把握し、相互の意見を集約して活動方針を決定し、それぞれ出動部隊の統制を図り、現場管理等を行い、消防団員及び消防職員の連携を密にして組織的かつ効果的に消防活動を展開していくのが目的です。

消防活動及び安全管理等の指示・命令について、消防団員は方面団長、消防署員は指揮隊長の命にそれぞれ従わなければなりません。



Ⅱ 災害活動等のポイント

1 災害活動時の服装のポイント

◎災害時の服装は、自己の身体を守る基本的な装備です。

指揮者の指示に従い、災害状況に応じ、常に危険側に立った服装とします。

①火災 ※防火服の下には、活動服を着装します。



※各マジックテープは必ず閉じます。

②救助活動・応急救護活動



③水災



2 現場指揮のポイント

◎指揮者は、現場最高指揮者の命令に基づき安全管理を第一として団員を指揮します。

①消防署との連携

指揮者は、消防団の活動状況や把握した情報を指揮隊長に適宜報告し消防署隊との連携を図ります。



最高指揮者から要請があった場合や、消防署隊と連携を強化して対応する場合は「消防団現場本部」を消防署隊の「現場指揮本部」と連携しやすい場所に設置します。



②活動団員の把握と安全管理

指揮者は、団員の位置や活動状況の把握に努めます。

団員の危険箇所への進入(火炎や煙のある建物、延焼の恐れのある建物への内部進入)は禁止し、受傷事故防止に努めます。

消防団で対応が困難な場合は現場最高指揮者に報告し、消防団の装備、技術等で可能な範囲での活動を実施します。

③団員への命令要領

命令は、具体的に行うとともに団員の体力、技能等を配慮して行う。

命令事項は、団員に復唱させ、指揮者も内容を確認し、意思疎通を図る。



3 注水の基本

◎火災の状況により、ノズルの操作を行い、ストレート注水やスプレー注水等を使い分け効果的に消火します。

①松阪市消防団が保有するノズル種別



【参考 消防署隊のガンタイプノズル】



②注水種別

注水種別	特性	注水要領
ストレート注水 	・ 射程が長い ・ 破壊力が強い ・ 命中性が高い ・ 反動力が大きい	・ しっかりした足場を確保する ・ 筒先をしっかり保持する ・ 燃焼実体に注水する ・ 急激なノズル操作は行わない
スプレー注水 	・ ストレート注水より射程が短い ・ 展開角度により射程及び粒子の大きさが変化する	・ 展開角度が小さい場合は、ストレート注水と同じ ・ 展開角度が大きい場合は、風上から注水する
フォグ（噴霧）注水 	・ 水損が少ない ・ 排煙がしやすい	・ 開口部が一カ所の場合は、上半分を狙って注水する。 この場合、上部から煙や蒸気が噴出するので姿勢を低くし正面から放水しない。

③援護注水

種 別	注水要領
消防署隊への援護注水 	有効射程を確保できる場合は、スプレー注水とし状況により、展開角度を大きくし要救助者を包み込むように注水します。 建物の梁等に反射させての注水や、上下左右筒先を振り、水幕をつくり遮熱します。 現場最高指揮者の命令があった場合は、その命令に従いスプレー注水で消防隊員を包み込むように注水する。

4 火災時の活動ポイント

◎消防署隊到着前は、消防団の装備で可能な範囲内での活動を実施します。

到着後は、現場最高指揮者の命令に基づき、消防署隊と連携した活動を実施します。

①消防署到着前の活動

指揮者の指揮により、次の活動を重点に行います。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 情報収集 | ◎消防団の装備資機材及び個々の体力、技能の範囲内で活動 |
| 救助、避難誘導 | します。 |
| 傷者の応急救護 | ◎火炎や煙がある屋内及び延焼の恐れのある屋内へは進入してはいけません。 |
| 延焼状況の確認 | |

消防署到着時は、状況を報告します。

②消防署隊と連携した活動

現場最高指揮者の命令に基づき活動します。

消防団現場本部の設置
屋外からの消火活動

消防警戒区域の設定
投光器による照明活動
避難誘導
現場救護所の支援・応急救護
資器材搬送支援

消防署隊のホース延長支援
消防署隊の筒先確保、補助
消防署隊のポンプ車からホース延長

屋外での警戒筒先配備
飛火警戒
車両誘導

水損防止活動

残火処理活動、ホース等撤収支援

再出火防止のための警戒



5 救助・救護活動時のポイント

◎列車脱線転覆事故や車両多重衝突事故等の大規模救助事象等に出場した場合は、現場最高指揮者の命令に基づき、消防署隊と連携し、二次災害に留意して活動します。

①消防署隊到着前の活動

安全管理を前提とし、消防団の保有資機材、団員の体力、技能等を考慮し可能な範囲の活動を行います。

○情報収集活動を実施します。

災害発生場所

事故概要

火災の発生危険

その他必要な事項

傷病者の数



○情報収集した内容を団本部に報告します。

○避難誘導や応急救護活動など、可能な範囲で活動に着手します。

②消防署隊と連携して行う活動

現場最高指揮者の命令に基づき、消防署隊の活動の支援を行います。

消防警戒区域の設定

広報活動

資機材搬送

傷病者の搬送

応急救護措置

医療によるトリアージ支援



6 水災時の活動ポイント

◎水災（洪水、高潮、津波、暴風雨、豪雨等により被害が発生、又は発生のおそれがある事象）時は、招集の命令により参集し、消防署隊と連携した活動を行います。

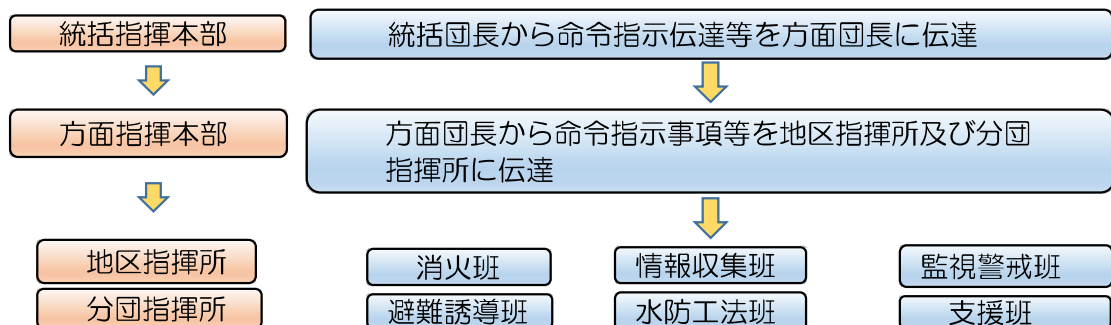
①参集 ※全団員参集の詳細は、本誌末の各方面団の非常体制図を参照してください。

態 勢	発令基準	参集（※）
水防第1次 配備態勢	・市内に大雨・洪水・暴風警報及び高潮警報が発令されたとき。 ・警報が発令されていない状態で、気象庁発表の雨量情報（降雨情報）にて、市内の観測地点で実測雨量1時間雨量40mmが確認されたとき。 ・水防警報の「団員出動」が発表されたとき。 ・今後、災害の発生が予想され、災害対策本部長が必要と判断したとき。	統括団長 方面正副団長 状況に応じ随時 招集 団幹部及び 一部招集団員
水防第2次 配備態勢	・松阪市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 ・災害対策本部が第1次配備体制では処理しかね、第2次配備体制での活動が必要と判断したとき。	全団員
水防第3次 配備態勢	・市域に大きな被害が発生し市長が必要と認めたとき。	全団員

②参集要領

参集時の服装	携行品	参集場所
		団幹部 団事務局・各振興局 分団員 各振興局・指定された場所
		携行品 活動用雨カッパ、長靴、手袋 トランシーバー、救命胴衣、無線機 【その他】団員証、タオル等

③主な活動内容



7 震災時の活動ポイント

◎地震発生時は、まず自己の身体防護を図り、その後、自宅等の出火防止措置や家族への必要な指示を行い、落ち着いて参集します。

参集後は、消防団現場本部長からの命令に基づいて、消防署隊と連携または、消防団単独で消火活動や救出・救護活動等を行います。

①参集

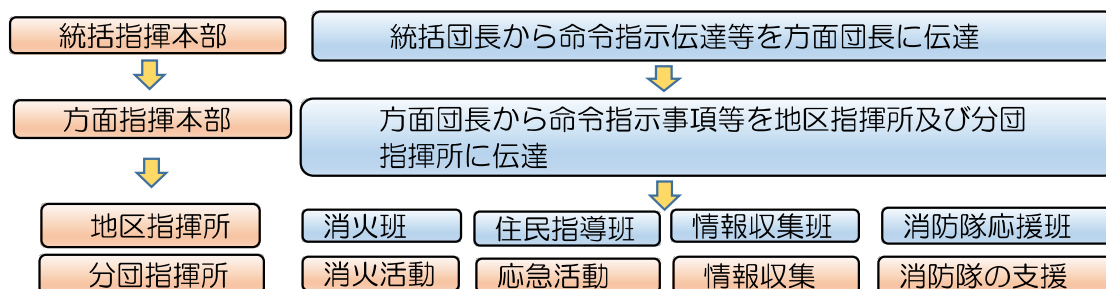
態 勢	発令基準	参集 (※)
震災警戒態勢	地震の発生危険に関する情報により消防長が地震発生の可能性が強まったと判断し、震災消防活動の準備及び警戒の必要があると認めたとき。	統括団長及び方面団長（待機）
震災警戒第1次態勢	- 震度5弱の地震が発生した場合 - 災害対策本部が第1次配備体制では処理しかね、第2次配備体制での活動が必要と判断したとき。 - 気象庁において東海地震注意情報が発表されたとき。	班長以上
震災非常配備態勢	- 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 - 市域に大きな被害が発生し市長が必要と認めたとき。 - 東海地震に関し内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたとき。	全団員

※全団員参集の詳細は、大地震等にかかる松阪市消防団の非常体制図及び非常体制の基本要綱（本誌末の参照1）を参照してください。

②参集要領

参集時の服装	携行品等	参集場所
	活動服、安全靴 白ヘル、ゴム長靴 ケブラ手袋、無線機 団員証、タオル 水筒、食料（3日分） ラジオ、メモ帳 等	団幹部 分団員 団事務局・各振興局 各振興局・指定された場所 

③主な活動内容



8 武力攻撃災害等時の活動ポイント

◎武力攻撃災害時において、Jアラートが鳴動し松阪市内にミサイル等が着弾した場合、消防団は、初動態勢として安全が確保されている地域で、消防署隊と連携し消火活動や警報等の住民への伝達を行うとともに、避難住民の誘導を市と協力して行います。

①参集

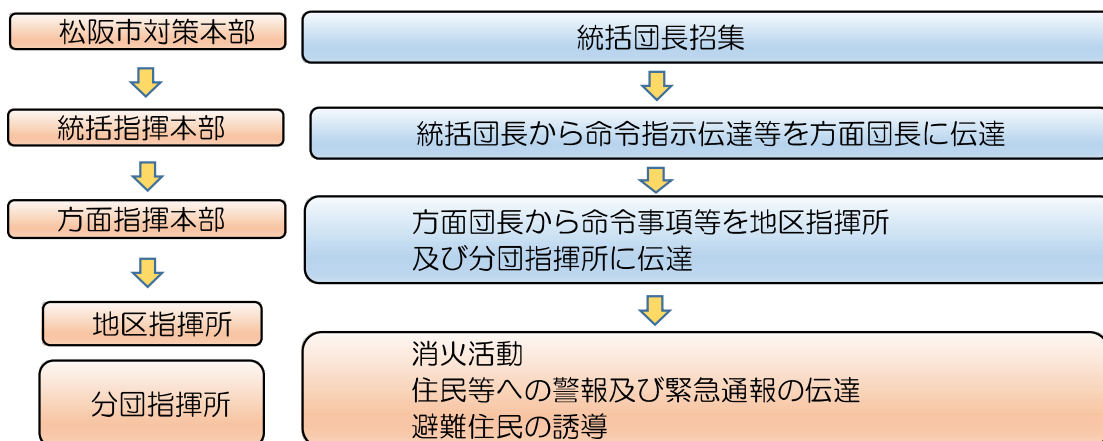
統括団長から非常招集命令が発令された場合は、参集を開始します。

②参集要領

参集時の服装	携行品等	参集場所
	活動服、安全靴 白ヘル、ゴム長靴 ケプラ手袋、無線機 団員証、ラジオ 携帯電話 等	団幹部 分団員 団事務局・各振興局 各振興局・指定された場所
		

※松阪市対策本部組織構成は本誌末の別紙参照（参照 2）

③主な活動内容



9 機能別分団の活動ポイント

◎震災時の大規模災害時において、団員が保有する資格（重機操作、自動車等運転、船舶免許等）を有効に活用するため、機能別分団員が指定されています。

①参集

区分	招集の基準
任務	災害時の活動において、一般団員では対応が困難な場合、方面団長が必要と認めた場合（出勤→統括団長へ報告）

②参集要領

参集時の服装	携行品等	参集場所				
	団員証、運転免許証 ラジオ、携帯電話 無線機 特殊技能を活用する ために必要な携行品	<table><tr><td>災害時</td><td>消防署・振興局 指定された場所</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>方面団長が指定する場所</td></tr></table> 	災害時	消防署・振興局 指定された場所	上記以外	方面団長が指定する場所
災害時	消防署・振興局 指定された場所					
上記以外	方面団長が指定する場所					

活動内容等

③主な活動内容等

区分	活動内容
重機操作	重機の操作による、災害に対応した活動
船舶操作	船舶の操作による、災害に対応した活動
情報収集	バイク・アマチュア無線等を活用した情報収集活動
自動車運転等	トラック等の運行による、資機材等の搬送
医 療	現場救護所等における救護活動やトリアージの協力
活動支援	災害活動等の支援

特殊技能章



機能別分団員として指定を受けた団員は、活動服（左上腕）に着用できます。



機能別分団員の活動状況

10 現場広報活動のポイント

◎災害現場における広報活動は、住民の不安を一刻も早く取り除き、災害活動への理解と協力を得ること等をねらいとしています。

①広報のねらい

災害活動上必要な広報と住民の安全確保
住民の不安の解消
類似災害の予防



②広報のポイント

携帯型の拡声器や可搬ポンプ積載車の拡声器を活用します。

随時、災害の状況等を広報し、地域住民や交通渋滞にあってのいる運転者等に協力や理解を求めます。

団員は、職務上知り得た秘密や個人情報を他にもらしてはいけません。

報道機関からの取材は、消防署指揮本部で一括して対応するので、インタビューは断ります。

③広報文例

分類	広報文例
出動途上 (可搬ポンプ積載車)	〇〇消防団、火災に向かってます。
現場到着	〇〇消防団、現場に到着しました。この建物をご存じの方がいらっしゃいましたら、お近くの消防団員までおねがいします。 火災現場は非常に危険な状態です。 黄色のテープからは近づかないでください。
活動状況	こちらは、〇〇消防団です。現在、消火活動中です。鎮火までしばらく時間がかかる見込みですのでご協力よろしくお願いします。
鎮火・引揚げ	こちらは、〇〇消防団です。〇〇町の火災は鎮火しました。火の元には十分ご注意ください。

11 無線運用のポイント

◎松阪市消防団には、市の防災行政無線機が整備され、効果的に情報伝達を行います。

①無線機の種別・活用方法等

種別	活用方法
防災行政無線通信機	風水害時において団本部、分団本部間の各種命令事項の伝達、分団からの各種報告に活用します。
トランシーバー	火災時において団本部、分団本部間の各種命令事項の伝達、分団からの各種報告に活用します。

②通信体制の概要



③無線運用の留意事項等

無線交信時は、簡潔に内容を伝達します。

※無線用語例 風水害等 (防災行政無線通信機)	
種別	種別
現場到着	〇〇分団から消防団本部。〇〇に現場到着。
危険情報	〇〇分団から消防団本部。危険情報、道路冠水まで、残り〇〇m。
応援要請	〇〇分団から消防団本部。応援要請、道路が冠水し住宅に浸水している。応援頼む。
火災時 (トランシーバー)	
種別	種別
現場到着	〇〇分団から消防団現場本部。〇〇に現場到着。
危険情報	〇〇分団から消防団現場本部。危険情報、火点建物1階にガスボンベ3本あるもよう。
応援要請	〇〇分団から消防団現場本部。応援要請、火点建物東側、火勢強く阻止不能、応援頼む。